

# インバランス精算における 例外的な計画不整合の取扱い

2024年5月

# 背景

- 平成28年4月以降導入された計画値同時同量制度の下においては、系統利用者の皆さまが提出された各種計画に基づきインバランス精算が行われることになっております。
- 一方、実際の運用においては、最終的な計画提出期限（実需給の1時間前）時点で、例外的に計画不整合※が残ったままとなる事態も想定され、この場合には一般送配電事業者が計画不整合に伴う需給のズレを調整することになります。
- この状況を踏まえ、国（資源エネルギー庁）の電力・ガス事業分科会電力基本政策小委員会において、本来、生じるべきでない計画の不整合について、計画が一致しない場合の類型に応じた精算方法を託送供給等約款にあらかじめ定めるべきと整理されたことを受け、その内容を託送供給等約款に決めました。

※発電計画値に応じた販売計画となっていない、または需要想定値に応じた調達計画となっていないなど、計画値が一致していないと認められる状態

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会  
(第8回) – 配布資料4より抜粋

### <論点1> インバランス精算における例外的な計画不整合の取扱い

- 本来、生じるべきでない計画の不整合については、不整合の類型に応じた精算方法を予め決めておくことにより、インバランス精算に際して実態を伴わないインバランスの発生を防止すべきではないか。

**<精算方法(案)>**  
以下のようなルールを託送供給等約款に定めるべきではないか。

- ①調達計画と需要計画に不整合があった場合は、調達計画※1を基準にインバランス精算を行う。
- ②発電計画と販売計画に不整合があった場合は、販売計画※2を基準にインバランス精算を行う。

※1：小売事業者が転売を行う場合、[調達計画-販売計画]を基準とする  
※2：発電事業者が調達を行う場合、[販売計画-調達計画]を基準とする

- ③取引関係にある二者間の、対応する販売-調達計画値に不整合があった場合は、その都度一般送配電事業者がどちらの値に合わせるべきか判断するのは困難である。  
二者間の計画を一致させるのは、計画の正誤と別に両者に共通の責任であることから、下記のような例外を除き、必ず取引があったと言える電力量に相当する、当該2つの値のうち小さい値を基準に揃え、必要に応じ①または②の処理を実施した上でインバランス精算を行う。

**<例外>** ・JEPX取引の場合：JEPXの約定量を基準とする  
・連系線を介する場合：連系線利用計画を基準とする 等

※実際の負担額は二者間で協議し、精算額を事後調整することとし、必要に応じて紛争処理プロセス等で解決する。

小売事業者X			需要計画
調達計画			
発電A	70 → 70		
JEPX調達	30 → 0 (調達できず)		100
<b>合計</b>	<b>100</b>	<b>70 (需要計画と不整合)</b>	

↑ 精算

↓ 需要実績

110

発電事業者A		小売事業者X	
販売計画		調達計画	需要計画
小売X	20	発電A	30
			30

↑ 20 < 30

↓ 需要実績

30

↑ 精算

- 発電契約者の皆さまが提出された発電計画・調達計画・販売計画において計画不整合があり、不相当と認められる場合は、以下のルールに基づきインバランス精算を行います。

◆ 託送供給等約款 別表

(1) 発電契約者の発電量調整受電計画電力量（以下、発電計画）の取扱い

- <計画間の整合チェック>（調達・販売計画を修正）
- ① 取引所取引とのチェック ⇒ 取引所の約定量と整合させる。
  - ② 取引の相手方とのチェック ⇒ 値が小さい方に整合させる。
- <計画内の整合チェック>（発電計画を修正）
- ③ 発電計画内の調達・販売をチェック ⇒ 販売計画 - 調達計画の値を発電計画とみなす。
  - ④ ③の発電計画を提出済みの計画値をもとにBG毎に按分する

$$\textcircled{4} 40 \times 30 / (30 + 30) = 20$$

小売 A		
需要	40	
調達	発電 A	100
	-	-
販売	発電 X	60
	-	-

発電 X（発電・調達・販売計画）			
発電	BG 1	30 ⇒20	60 ⇒40
	BG 2	30 ⇒20	
調達	小売 A	70 ⇒60	70 ⇒60
販売	JEPX	120 ⇒100	120 ⇒100

③ 販売(100)  
- 調達(60)  
= 発電(40)

② 取引の相手方との整合  
70 > 60  
= 小さい方 (60)

① 取引所取引との整合

JEPX	
約定結果	売入札
	● 100

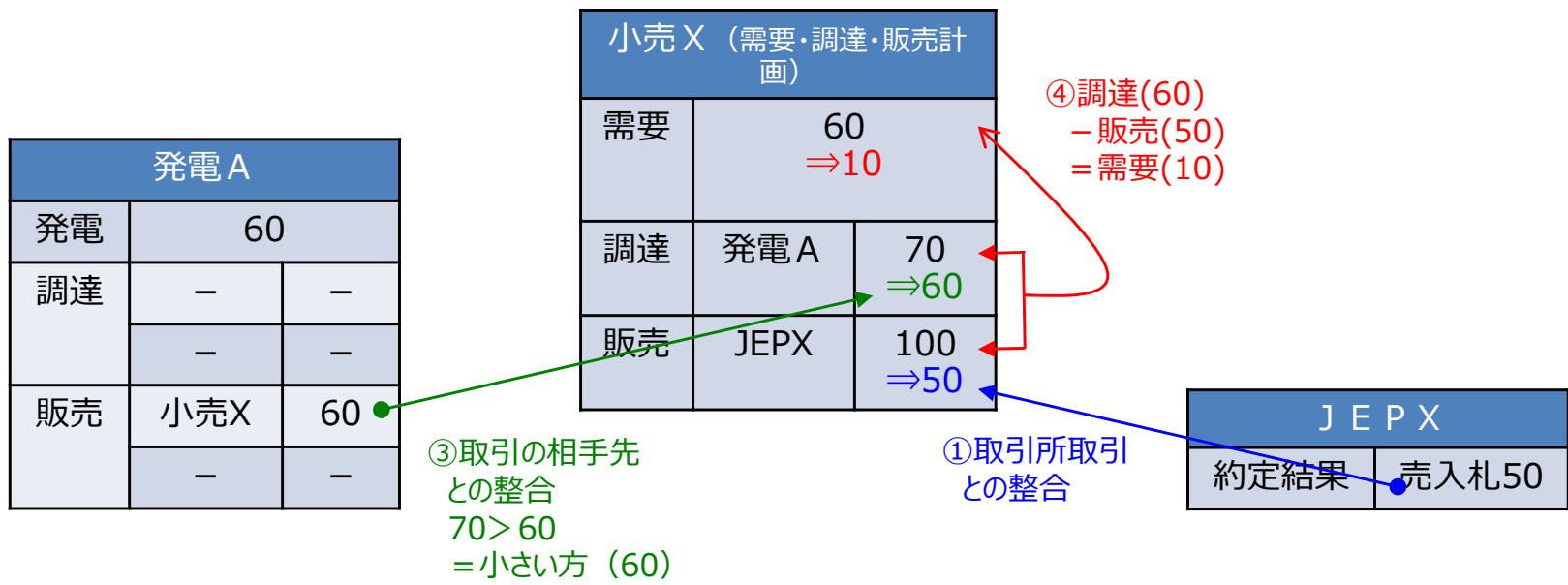
# 需要計画・調達計画・販売計画の場合

■ 契約者の皆さまが提出された需要計画・調達計画・販売計画において計画不整合があり、不相当と認められる場合は、以下のルールに基づきインバランス精算を行います。

## ◆ 託送供給等約款 別表

### (2) 契約者の接続対象計画電力量（以下、需要計画）の取扱い

- <計画間の整合チェック>（調達・販売計画を修正）
- ① 取引所取引とのチェック ⇒ 取引所の約定量と整合させる。
  - ② 取引の相手方とのチェック ⇒ 値が小さい方に整合させる。
- <計画内の整合チェック>（需要計画を修正）
- ③ 需要計画内の調達・販売をチェック ⇒ 調達計画 - 販売計画の値を需要計画とみなす。

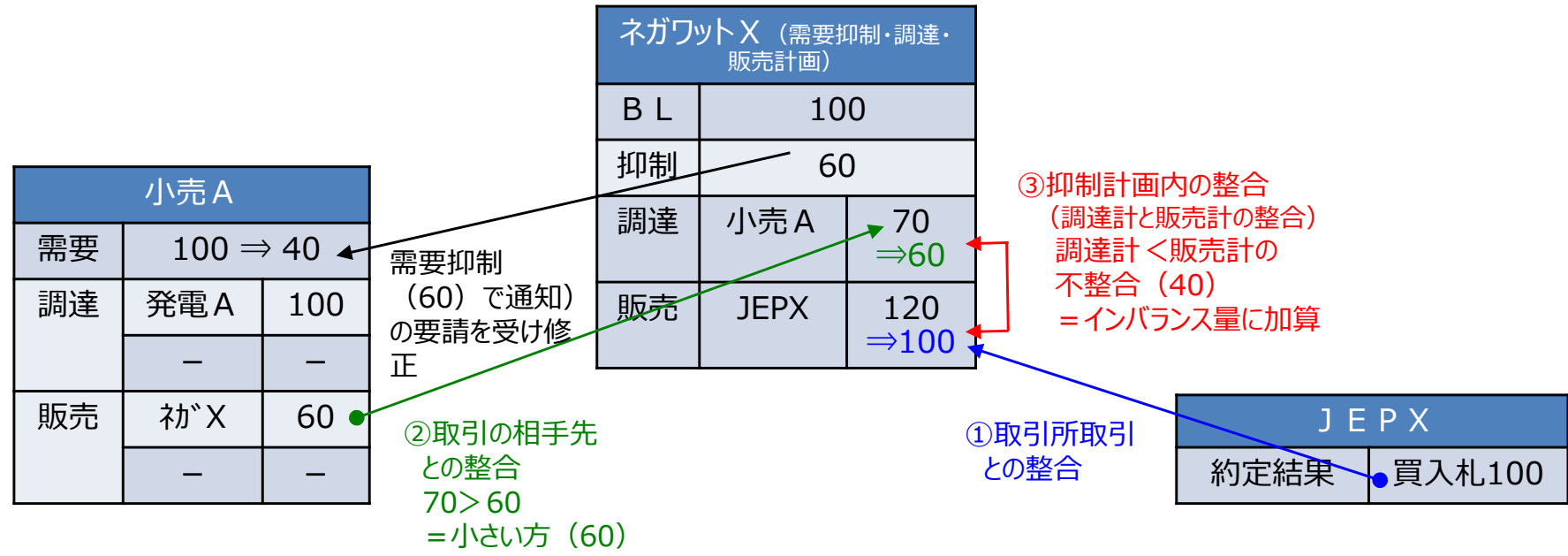


# 需要抑制計画・調達計画・販売計画の場合

- ネガワット事業者が提出した需要抑制計画・需要調達計画（暫定運用）において、需要抑制計画内に不整合（抑制計画≠調達計画、調達計画≠販売計画）があり、不相当と認められる場合は、以下のルールに基づきインバランス精算を行います。
- **なお、需要抑制計画内に不整合があった場合は、一般送配電事業者からネガワット事業者及び小売電気事業者に不整合情報を提供しますので、計画不整合に関するインバランス料金の精算の妥当性につきましては当事者間でご協議いただきますようお願い申し上げます。**

◆ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定に係る覚書の扱い

- <計画間の整合チェック>（調達・販売計画を修正）
- ① 取引所取引とのチェック ⇒ 取引所の約定量と整合させる。
  - ② 取引の相手方とのチェック ⇒ 値が小さい方に整合させる。
- <計画内の整合チェック>
- ③ 需要抑制計画内の調達・販売をチェック ⇒ 差分をインバランス量に加減算させる。（以下、「補正処理」という。）



# 補正処理のパターン

調達計画 < 販売計画の場合は、補給インバランスへの補正、販売計画 < 調達計画の場合は、余剰インバランスへの補正となります。

(インバランス量の減算により、補給⇔余剰が逆転するケースも発生し得ます。)

需要抑制BGのインバランス	調達計画 < 販売計画 (補給)	販売計画 < 調達計画 (余剰)
補給インバランス	A: 補給インバランスに加算	D: 補給インバランスから減算
余剰インバランス	B: 余剰インバランスから減算	E: 余剰インバランスに加算
なし	C: 補給インバランスに加算	F: 余剰インバランスに加算

## <ケースBの例>

需要抑制BGに余剰インバランス50発生

需要抑制BGのインバランス	
抑制計画	60
抑制実績	110
インバランス	50 (余剰)

調達計画と販売計画の差80

当該需要抑制BGの計画	
販売計画	140
調達実績	60
差分	80 (補給)

最終的なインバランス 補給30

最終的なインバランス	
抑制計画	60
抑制実績	110
補正量	80 (補給)
インバランス	30 (補給)